

●香川県告示第128号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。  
平成4年香川県告示第8号（海岸保全区域及び海岸管理者の指定）は、廃止する。

平成30年4月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波 沿岸	白方（白 方）漁港	白方（白方） 漁港海岸	<p>1 指定場所 仲多度郡多度津町大字西白方字西ノ江、字宮ノ裏地先</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、補助点13-1、補助点8-1、補助点6-1、補助点1-1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域並びに基点14、基点15、基点16、補助点16-1、補助点14-1及び基点14を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。） 基点1 仲多度郡多度津町大字西白方字西ノ江322番1地先の標杭 基点2 基点1から252度30分、10.0メートルの地点 基点3 基点2から169度30分、4.0メートルの地点 基点4 基点3から251度30分、15.0メートルの地点 基点5 基点4から247度30分、31.0メートルの地点 基点6 基点5から245度30分、14.0メートルの地点 基点7 基点6から233度30分、15.0メートルの地点 基点8 基点7から226度00分、63.0メートルの地点 基点9 基点8から218度00分、5.0メートルの地点 基点10 基点9から193度00分、8.0メートルの地点 基点11 基点10から239度00分、32.0メートルの地点 基点12 基点11から230度00分、30.0メートルの地点 基点13 基点12から232度30分、36.0メートルの地点 基点14 仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ裏245番2地先の標杭 基点15 基点14から263度11分、26.0メートルの地点 基点16 基点15から242度24分、35.0メートルの地点 補助点1-1 基点1から344度00分、57.0メートルの地点 補助点6-1 基点6から321度30分、60.0メートルの地点 補助点8-1 基点8から313度30分、67.0メートルの地点</p>

			補助点13-1 基点13から330度00分、61.0メートルの地点
			補助点14-1 基点14から330度33分、174.7メートルの地点
			補助点16-1 基点16から324度32分、180.8メートルの地点